

1644
9711

氏子之心得

013861-000-1

特16-535

氏子之心得

宮地 巖夫/著

M27

ABB-0076



緒言

惟神ノ大道一タヒ勃興シテ王政ノ復古ヲ致セルハ日本臣民無上ノ幸福ニシテ所謂惟天喜地ノヲタレ如何セン中世久シク儒佛教法ノ盛ニ行ハレタル其餘弊ノ及フ處誤テ宗教ト混視セラレ爲ニ惟神ノ明月ハ空ク宗教ノ浮雲ニ隱蔽セラレ固有ノ精輝ヲシテ闇昧ノ間ニ埋没シ世人ヲシテ適歸スル處ヲ知ラサラシメ其極途ニ我典禮ヲ侮蔑スルモノアルニ至レリ之余カ感慨歎息禁セント欲シ能ハサル處曾テ管城子ニ訟テ起稿ス而シテ俗畢集其意ヲ果ス能ハス常ニ以テ遺憾トス近日一雜誌ヲ讀テ殿夫宮地大人ノ記述セラレタル數篇ヲ得タリ實ニ之レ余カ言ハント欲スル處ノモノ燕舞ニ堪エス乃チ大人ニ請ヒ得且附スルニ國光社發行修身書中ノ數節ヲ以テセントノ許諾ヲ得編シテ一小冊子トナシ名クテ氏子之心得トイフ讀者カ神社ノ國家ノ宗祀タル所以典禮ノ忽苟ニ附スヘカラザル所以ヲ知了セハ庶幾クハ益敬神愛國ノ念慮ヲ鞏固ニシテ世界無比國ノ臣民タル本分ニ欠クルナカラソカ一言以テ編者カ主旨ノアル處ヲ附記スト云爾

明治廿七年七月

編者識

勅語

詔す神社を崇め祭祀を重んずるは皇國の大典にして政教の基本なり然るに中世以降政道漸衰へ祀典學からず遂に綱紀の不振を馴致す朕深く之を慨ふ方今更始の秋新に東京を置き親しく臨みて政を視將に祀典を興じ綱紀を張り以て祭政一致の道を復さんとす乃武藏國大宮驛氷川神社を以て當國の鎮守と爲し親しく幸して之を祭る今より以後歲々奉幣使を遣して以て永例と爲さん

明治元年十月

朕恭しく惟ふに 天神天祖極を立て統を垂れ給ひ 列皇相承け之を繼ぎ之を述へ給ふ祭政一致億兆心を同じうし治教上に明に風俗下に美なり而るに中世以降時に汚隆あり道に顯晦ありて治教の治からざるや久し今や天運循環して百度維新なり宜しく治教を明にして以て惟神の大道を宣揚すべし新に宣教使に命じて以て教を天下に布かしむ汝群臣衆庶其斯旨を體せよ

明治三年正月三日

明治四年七月四日大教の御趣意に付諸藩に御沙汰相成たる文

大教の旨要は神明を敬し人倫を明にし億兆をして其心を正しくし其職を効し以て朝廷に奉事せしむるに在り教の以て之を導くことなければ其心を正しくすること能はず政の以て之を治むることなければ其職を効すこと能はず是教と政と相須て行はるる所以なり今や更始の時に方り 神武天皇鴻業を創造し給ひ 崇神天皇四方を經營し給ふ御偉績に基かせられ時に因りて宜きを制し大に變革更張被遊候處大教の未だ浹洽ならざるより民心一つならず其方向に感ふ是れ宣教の急務なる所以なり夫人は万物の靈神明最も惠顧し給ふ所のものなり 天孫皇太神の勅を奉じ斯土に君臨し之を撫字し玉ひしより 列皇相承亦皆 太神の心を以て心と爲し給はざるはあし然り而して太政の變更する所あるものは世に古今あり時に汚隆あるを以てのことにて元より斯民をして其心を正しくし其職を効し以て昏迷を解き終始仰で依る所を知らしめんと期し給ふは前聖後聖其揆一なり故に大教を宣布するもの誠能く斯旨を体認し人情を省て之を調攝し風俗を察して之を提擲し之をして感發奮興し神賦の知識を開き人倫の大道を明にし神明を敬し其惠顧の洪恩に負かず 聖朝愛撫の盛旨を戴き以て維新の隆治に邁向せしむべく候是政教一致の御趣意に候事

氏子之心得

宮地 嚴



本邦人にして神道を以て一種の宗教なりとし他の各宗教を同一視し之を我憲法第二
 八條に依り信教自由の中に放任すべしと云ふもの有り又同じく本邦人にして神道
 を以て一種の宗教以外のものなりとし神道既に宗教に非ざる時は本邦は佛教渡來以前
 には無宗教の國なり無宗教は野蠻たるを免かれされれば既に佛教有るも是亦
 外來のものに過ぎざるを以て宜しく他の文明國の宗教を採擇し以て其缺を補ふべしと
 云ふもの有り是れ兩者とも誤認の太甚しきものと云ふべし此外神道に就ては猶種
 々々屢説を以て其の無きに非すと雖執れも大同小異にして大約此二大誤認を出さる
 者の如し而して此二大誤見たる甲は神道を以て全く一種の宗教とし乙は之を全く
 宗教に非すとす其見解に於ては頗る反對に出ると雖共に神道の何たるを知らざるに
 至りては一なり請ふ以下少か之を辨せむ
 夫と神道の宗教部内のものたるか宗教以外のものたるか若くは一種特別にして類例

無きものたるかを知らむと欲せば先づ宗教たるもの性質より明にせざる可からず抑々宗教の事たる西洋各國の俗に於ては先づ人の上帝即ち神に對する部分を以て宗教の範圍内とし其心に係る部分を以て道德の範圍内とし同類即ち人類の互に相對する部分を以て法律の範圍内とす而して同類即ち人類互に相對し表發したるものを有形とし又上帝即ち神に對するものと其心即ち心に係るものとの心裏に在りて未だ表發せざるものを無形とし有形は政權の所管とし無形は教權の所管とす是れ歐洲各國に於て政權と教權とを分つ區域の大略なり

是を以て人或は以爲く神道に於ても神を奉ずるものたり神に幸福を祈るものたり既に神を奉じ又神を祈る是れ豈宗教に非ずと云ふとを得むやと是れ所謂椒丸香の說なり千把一束の論あり實に疎濶を極むと云ふべし元來國々は各其成立の異なるより其性質も亦各異なる所無らざるを得ざる中にも彼歐洲各國の如きは皆革命の國也祖先と後裔と中斷せられたる國あり故に其神を指すものは其祖宗を以て之を祭るに非ずして唯其依る所を失て後には其出自の分らぬより終に人類は其元不完全なる動物より進化し來れるものあらんとの妄想を起して我々は實は猿猴などの子孫ならんごまで云ひ惑ひる類ひのもの等が現世の安寧と死後の冥福とを祈りて安心立命の

地を求むる爲の道具に供へたる神なり多くは人類より想像の結果として認められたる神なり故に其神と其人と元より關係を有するものに非ず信すれば之に歸し信せざれば敢て之に關せずして可なる神あり是を以て彼神は信教自由に放任せざるを得ざる神なり否放任せざれば不可なる神なり之れ信教自由の說の由て起る所以とす

我神の如きは即ち然らず抑我國たる皇統連續の國なり祖宗苗裔相續の國あり故に其奉する所の神たる徒に安心立命の地を求むる道具に供したる神に非ず信すれば歸し信せざれば關せずして可なる神に非ず所謂我神は皇室の御祖宗なり吾人の祖宗あり即ち本邦人に在りては元より血脉の關係を有する神あり離れむと欲するも離る可からざる神なり而して吾人本邦人の此神に事へ此神に幸福を祈るは譬へは現在の子弟が其父兄長上に仕へ又其救助を求むると其理毫も異なること無くして所謂過去世の父兄長上に事へ又之が救助を求むるに過ぎるのみ是を以て本邦にては古來此神を祭り此神を祈ると雖殊更に死後の冥福を祈るか如き事之れ無きは本邦人は生れては其祖宗に仕へ死ては其祖宗の許に復歸し我靈も亦祖宗の靈と共に神位に齎かれて子孫後裔を守護し又子孫後裔の祭祀を享る者と信じて疑を容れず中にも天意を奉して皇室の爲に身を致すを以て無上の榮とし所謂最上の往生を遂ぐるものとして茲に

安心立命の地を得たりと信せし者なり是れを本邦固有一種特性の風儀とす彼儒佛の
 二教渡來してより一時頗る此特性に變易を與へしもの無きに非ざりしも元來本邦人
 の腦裏に固有する特性なれば中古以來數百年の久しきを經て今日に至るまで其佛寺
 堂宇の隆盛を極めしにも拘はらず我祖宗を祭れる天神地祇の神社は依然として全國
 の各郡村に充滿し以て其祭祀を斷こと無りしのみならず既に維新の後とありても中
 世以來國家に功勞有りし人々を以て皆之を神社に祭り又國事に死したる者を皆之
 を靖國神社に齎して其靈を安むせしめられしに徴して其實を証するに足るべし
 然れば其神を奉し神を祈ることの相似たればとて此神を以て他の宗教の神と同一視
 し如何ぞ之を信不信に放任することを得む然るに之を彼宗教の神と混視して其差
 別有るを知らざるは疏漏に非ずして何ぞや
 然れども海外人に在りての彼等は我神の恩顧を蒙ることを知らざるのみならず我祖
 宗の血脉を受けたる子孫苗裔に非ざること固より云ふを得ざれば彼よりは我神を
 も宗教の神ありとし之を其信不信に放任すべしと云ふは是亦奇むに足らず然れ共
 其彼が我神を宗教の神なりとするを以て我も亦我神を宗教の神なりと思ふは愚も
 亦太甚に非ずや譬へば爰に甲乙丙丁の數十家ありとせむに甲家のみは特り正しき系

圖を傳へ其祖宗と祭祀し能く之に事へ來りてあるに他の乙丙丁以下の數十家は屢
 其家不幸に遭へて皆系譜を失へ其先祖の知られざるより止ことを得ずして由緒も無
 く緣故も無れど安心コホラスの爲に各自に觀音カミナリとか勢至とか或は不動又は普賢と云を祭
 り以て之を其知られざる祖先に代へて仕ふるもの有りとせむに甲家の家族たるも
 の其乙丙丁以下の諸家が祭る所は固より其家々に關係有るものに非ざれば觀音不動
 勢至普賢孰れを何の家に祭るも勝手にして所謂信仰自由なるを見て我家の祖宗を
 祭るをも之と同一視し其祖宗を棄て之に代ふるに觀音不動勢至等を以てすべしと
 云ふもの有らば其大誤謬たる知者を得て知るべきに非ず而して我神を信教自由に放
 任すべしと云ふは更に之に異なることなし愚も亦太甚に非ず元來彼には信教自由
 に放任せざるを得ざる理由有りて之を放任し又我には之を信教自由に放任すべか
 らざる理由の有ること前述の如くにして彼が放任せざるを得ざる理由有ると異なる
 こと無きは今更云ふを得ざれば縱令海外人は我神を宗教の神と同一視するとも吾人
 本邦人に在りては我神は一種特別にして宇内に類例なき我祖宗の神たる事を知らざ
 る可からず是吾人本邦人の爲には我神は他の宗教の神と同一視すべきものに非ざる
 所以なり

我惟神の道は他の宗教の類に非ず

或人問を起して曰く凡宗教には七の要素あるものなり一には宗教は宇宙創造の原理を解説するものなり二には宗教は不可思議の原素を含むものなり三には宗教の神は其一神なる多神なるに拘らず世界萬通宇宙普遍の神と認めらるものなり四には宗教には教義即ち經典を有するものなり五には宗教には必ず布教の組織有りて安心立命の地を得たりと信するものなり六には宗教には必ず宗祖即ち之が立教者たるもの有るものなり七には宗教には必ず其本山有りて教權の執柄者有るものなり凡此七要素を具するもの宗教なり之れを具せざるものは宗教たることを得ず然るに神道は之を具するや否や神道にして若し之を具すること有りせば宗教に非ずと云はむと欲するも得可からず若し亦之を具すること無しとせむか神道は宗教なりと云はむと欲するも其資格無し思ふに恐らくば神道には此七要素を具せざるならむ如何と

答て曰く彼我惟神の道を無下に蔑視し之を宗教以下に貶せむとの論説を爲すもの多くは是等の事を以て本據となすならむ此は全く我惟神の道を知らざる者の妄説にして又云ふに足ること非ず惟神の道豈ざる不完全のものならむや之を各宗教に

比するに其上に位すること幾層なるを知らず然れども之が辨を爲されば或は迷ふ者の無きを保し難し故に一々之を辨せむ先一には本邦の古史に三神造化の首めを爲し二靈群品の祖たりと有りて天地開闢の説を列ね如何を宇宙創造の原理を解説せざらむ二に我上古造化の首めを爲し群品の祖たる三神二靈の神有りて世界萬有を創造せり豈不可思議の原素を含まさらんや三に我神既に之を造化の首たりとし又群品の祖たりとす争て之を世界萬通宇宙普遍の神と認めざらん四に本邦は元來革命無き國なるを以ての故に始め皇祖皇宗の懿訓を垂れ給ひしより君臣の大義明かに上下の名分正しくして國家固有の美を失はず整然として今日を爲し來れるものなれば彼屢革命を経て倫常の秩序を失ひ國家混亂したるが爲に之を矯正するの必要を感じて爰に始めて人爲を以て教義を設け經典を造りて世を教ふの具に供したる如きの教義經典は我國には毫も必要なかりしを以て固より之有ることなしと雖も皇祖皇宗の懿訓詔勅は教に非ずして何ぞや又神典皇記式條等は經典に非ずして何ぞや如斯なれば如何ぞ教義經典無しと云ふことを得む五に本邦にては皇祖皇宗の遺法に遵ひ上は皇室より下億兆の臣民に至るまで皆其祖宗歷世の神靈を祭るを以て至重至大なる我國家の禮儀とす即ち祭政一致なる所以なり是を以て本邦には皇典聖謨の外に

別に布教の組織など云ふものは有ること無れど人皆其祖宗の遺訓を奉じて仁義忠孝を旨とし君臣父子夫婦兄弟朋友互に倫常の道を失はず中にも皇室の爲に身を致すを以て無上の榮とし生ては皇室臣民たり死ては皇國の神となりて上は皇基を守護し奉り下は我子孫後裔の守護神となりて永く其祭祀を受けるものなりと決定し爰に安心立命の地を得たりと信したりしかば其奉ずる所の皇典聖謨は彼宗教の所謂布教組織あるもの類ひに非ざるは今更に云ふを待すと雖本邦人の之に依て安心立命の地を得て有りしことも亦一層其上に位せしや明白なり如何ぞ安心立命の道なしとするを得む六に以上述ふる如くなれば本邦には皇祖皇宗の外に別に祖宗即ち立教者たるもの有るべき謂れなし故に各宗教の所謂祖師の如ものは有ること無し然れども皇祖皇宗は我皇室の御祖宗に座まして又我惟神の道の立教者に座すに非して何ぞや如何ぞ立教者無しとすることを得む七に本邦には皇祖皇宗の外に別に祖宗立教者有る事無れば又隨て我朝廷の外に別に他の宗教の如き本山及び教權のみの執柄者たる者の有るべき謂れなし故に之に有ること無し然れども我朝廷に於て既に認訓を布き且禮典を主り給ふ如何ぞ本山及び教權の執柄者たるの理を具ふるもの無しとすることを得む

如斯なれば我惟神の道には彼宗教の七要素を稱するものは一も之れを具有せざるもの無きのみならず却て其上に他の宗教などには掛^{カケ}ても具有し能はざる更に完全にして宇内に所在至善至美なる諸要素を兼有すること多かる中にも吾人本邦人の戴く所の皇室は正しく造化の主たる神靈より連綿と其統を傳へ給ひ又吾人臣民に於ても皆其支流餘裔に非ざる者無くして我祖宗の教を奉し其祖宗の威靈を崇め以て上下一致に君民合同して國初以來今日に至るまでも之れを改むること無きが如きは所謂惟神の道ある本邦一種の特性にして實に宇内無比の大道徳を保有するものに非ずや是を以て本邦にては能く斯^ス惟神の大道徳を遵奉して上下一に之れに依り君民共に之を守り敢て睽離背戻するもの無き時は固此彌^カ行はれ國家彌^カ平なること如何ぞ疑はむ固より他の宗教を借るを要せず惟神の道のみにて餘有り云ふべし然れば惟神の道は各宗教が要素とする所の一河之れを有せざるものなく且他の各宗教など掛^{カケ}ても有能はざる至善至美にして更に完全なる多くの諸要素を兼有するのみならず其經歷し來れる千古の實蹟に於て既に宇内無比の大道徳を保有し來りて現に此宇内無比の我國体を今日の世界に存在せしむる以上は其各宗教の上位に位すること幾層なるを知らずして又其類ひに非ざること何ぞ喋々を待んや

今之しを海外の一二例に比せんに彼英國露國の如きは當時宇内に於て最富強を以て誇る國なり而して此兩國が今日の富強を成せるは皆其英明なる祖宗が政教一途の法に依りて之を成就したるに外ならず今其大略を云はん先英國は以利沙泊女王以來元より其王室の家系には毫も關係無き耶蘇新教を取て之を國教と爲し英王自ら同教の教王を兼ね以て其版圖内に係る政教の二權を掌握し又魯國は彼得帝以來是亦其王室の系圖には其元毫も關係無き希臘教を取て之を國教と爲し魯帝自ら同教の教王を兼ね以て政教の二權を掌握すること英王に異なることなし而して此英魯兩國の王室の如きは今日に在りては強國の王室たりと雖僅に數百年の往古に遡れば皆普通の家系に過ぎずして其祖宗たる又普通の人類に外ならざるを以て其國民をして安心立命の地を得せしむるに至りては其祖宗の遺訓のみを委ねる事能はざるは實際免かるべからざる所に於て勢ひ止を得ず之を他の教祖が立たる宗教に依り以て國王自ら教王を兼ねて政教一途の体を成し立たること實に其理勢の然らざるを得ざるに出たり然れども革命國にしては此より外に適當の法無きを以て即ち彼兩國が此法に依りたるが爲に其民心を結合し其國家の精神を涵養するに於て殊に實効を呈し今日の富強を爲すもの亦之に依らざること無きは所謂法の得たるものと云ふべし然る

に此政教一途の体の今云へる如く革命國の止を得ざるに出たりと雖其實本邦祭政一致の体に相似たるの法となりしを以て斯如く國家に効あり又や本邦の祭政一致は樓々前に申述べし如く彼政教異類の者の都合上より假に合併して一途と成りたる類ひに非ずして正しく其祖宗の神靈を其子孫苗裔にて之を祭り然も其祖宗の本原は即ち造化主宰の神にして又我惟神の道の立教者と座ますのみならず其祖宗の教を同血脉の子孫苗裔にして之を奉じ且其祖宗の御正統歴世連續古今一日の如き所謂本邦の御宗家即ち海内の總御本家と座ます皇室上に君臨し給ひ又其一派分派に外ならざる支流餘裔の臣民下に之を奉戴し闔國全く一家族を以て其祖宗の教を奉し其祖宗の神を祭る所謂祭政一致の真正なるものをや何ぞ彼と同日に語らむ

然れば彼兩國が我祭政一致の体に似たる政教一途の法に依りて之を利用してすら一國の人心を凝結せしめて大いに國家の勢力を擴張し且其富強を増進せしむるに於て既に前述の如き大實効を呈するに至れり之に由て是を觀れば其真正なる我祭政一致の古儀に基き時の宜きに隨ひ之を今日に利用して認らずむば其國家の勢力擴張し且其富強を増進せしむること尙ぞ彼兩國の如きに止まらむや既に我古代純然たる祭政一致の体の行はれし時代に在りては數百年間高麗百濟新羅の三韓を我版圖に

歸せしめ吳國肅慎國をして朝貢を献らしめ海外の諸國をして風靡して我に服従せしめたるものは是、豈偶然の事ならむや皆能我祖宗の教を奉し我祖宗の神を祭り以て上下一致に君民合同して國家を愛念するの外他事無りしに依らすんはあらず然れば我國家の興隆を企圖せんとするや他の制度文物は時の宜きに隨ひ如何に更正改新を加ふることも本邦の人心を一致團結せしめて我國家の勢力を振起し國体の基礎を鞏固ならしむるの一事に於ては此古儀に基かずして何を以てか之を爲む然るに近時動もすれば種々の異説を擗へて我國家の大道を貶せむとするもの有り豈又思はざるの太甚き非ずや

神社と氏子との關係

我國家の組織の上に於て神社と氏子との關係たる彼寺院と壇家及び教會と信徒との關係と大に異なるもの有り決りて混すべきものに非ず而して我四千萬の同胞の中には或は其大に差異有るを知らざるものも之有るか動もすれば之を同一視し之を混淆して論ずる者の少からざるは抑々何等の怪事ぞや此等の事までを喋々するは却て成人しからぬ心地すれども眼前に誤解者の多かるを見ながら黙々に附し去るは國家に對して不忠たるを免かれざれば請ふ聊か之を述べむ

夫、寺院と壇家及び教會と信徒との關係の如きは之を論ふるに師家と門人との如し其門人たる者は最初に於ては孰れを師家とするも門人其人の隨意にして始より必ず之を師家とすべきなりと定まれるもの有り有るべき謂れなし是を以て其藝道に於ける其流義に於ける何れを學ぶとして我道に非ずと云ふこと無く何れに従ふとして我師に非ずと云ふと無きは其事實に於て既に斯の如し是れ彼信仰自由に任すべき寺院と壇家及び教會と信徒との關係は其實これ異なる事無きのみ
神社と氏子との關係の如きは即ち然らず其理恰も父子兄弟の相離る可からざるが如し凡父子兄弟の間に於ては所謂骨肉血脉の關係を有するものなり如何に之を斷むとするも相斷可からざる關係を有するものなり故に若し相疎むするの餘り互に情誼を斷ち言論を通せざるに至るも之れと共に其父子たり兄弟たる骨肉血脉の關係を斷の道無きは事實に於て争ふ可からざる所たり我神社と氏子との關係は正に斯の如し是即ち其信仰自由に放任すべからざる所以なり
是を以て本邦の神社と氏子との關係に於ては若し氏子にして其氏神を棄て他の寺院教會に歸し其壇家に轉じ其信徒と成るもの有るも彼不孝の子の我父母を棄て他人の師父に従ふものと一般にて如何に彼を親み如何に此を疎むするも其親む者として眞

正なる血脈の父母とあし其疎むざる者をして眞實の他人となす事能はざるは事實に於て明白なり故に縦令其親む者をして假りに義父たらしむる事を得るも骨肉の父母をして眞實の他人たらしむる道なきは又言を待ざるなり此を我神社と氏子との關係は如何にしても相離るべからざるもの有りて彼信すれば歸し信せざれば去ると得る寺院と壇家及び教會を信徒との關係と大に異なる所以とす

斯の如くにして本邦の諸神社の吾人本邦人に於けるは元來祖宗と苗裔との關係父兄と子弟との關係を有するものなり相離れむとするも決めて相離る可からざる關係を有するものなり然れども中に就て之を細説すれば抑本邦の種族たる神別皇別蕃別の差別無きに非ずと雖も其本源に遡る時は所謂一源分派に過らずして其實専ら同族を以て成立しるものなり故に閩國俗も一家の如く皇室は宗家なり臣民は其支流餘裔あり之を比喻するに樹木を以てせむか皇室は本幹なり臣民は其枝葉なり而して皇祖皇宗は之が本根にして神祇之が枝根たり是を以て本邦人にして皇祖皇宗及び神祇を崇重するは所謂其根に培ふものにして要するに其本幹を長大にし其枝葉を繁茂せしむるに外ならず若之に反して樹木其根に培はず以て之を疲瘦せしむれば本幹の長大枝葉の繁茂何に依りてか之を盛まむ思はずむば有るべからず然れども其神社

にも亦祖神と裔神との次第ありて一概を以て論ず可からず其委しき事は既に既に氏神の説と題して詳論したれば更に又之を贅せず中を就て今此説をなすに要する事のみを略言せむに皇祖の神宮の如きは天下誰か之を尊崇し奉らざるもの有らむや是は特り 皇室に御太祖なるのみに止まらずして吾人本邦種族一般の御本祖に係り然も宇宙を照臨し給ふ天地の主宰なりと仰き奉ればなり猶熱田神宮出雲大社等の如き其他本邦人種の擧て崇拝せざるを得ざる神社の有るは即ち之に准へて知るべし次に中古以來に在りて諸國の一宮及び二三宮を稱せし神社は所謂延喜の神名帳に名神大の神社にして即ち方今の官國幣社なり而して此神社の如きは多くは其國其地を開始せる神を祭れるものにして之を其國其地の祖神氏神とす其國其地に住む者擧て之を崇重せざるを得ず所謂一國一地方に祖たりし神なればなり又神名帳に載せられたる小社及び方今の府縣郷村社の如きは中には後世に至りて一種の信仰上より觀請せし神社も無きに非ずと雖も多くは其郷其村を開始せる者若くは其郷村を開始せる者の祖宗の神を祭れるに非ざるは無し之を其郷其村の祖神氏神とす其郷村に住者擧て崇拝せざるを得ず所謂一郷一村に祖たりし神なればなり

是を以本邦中に於ては其國々に祖神たる所謂諸國の名神大の社も 皇祖の神宮に對

し奉ては其裔神と稱せざるを得ず又其諸國に於て各郷村に祖神たる神社も其一國の祖神たる大社に對しては其裔神と稱せざるを得ず元來本邦の神社は立國の始めより其國々に在りて後に國造、縣主、村首、稻置、直など云ふに成し人々の一族各自に其國其郷村を主管して當初は多く同氏族を以て其地を開始し其祖神氏神を祭れるもの遺存せしなれば其地に就て之を氏神と稱し又其氏神に對して氏人氏子と稱するは實に古義の遺傳ありと云ふべし

本邦立國以來既に幾千萬の星霜を経過し來れる今日となりては諸氏姓の人々互に移住轉居して各地とも全く混住雜居となりたれば必ずしも其地の氏神と稱する神社を以て氏子一般の眞實の氏の神即ち其氏子の祖神なりとするを得ずと雖も其に本邦人たる以上は我本居なりし眞實の祖神氏神は我跡に來れる者即ち其地に就て之を氏神として其祭祀を爲すことなれば我は又其現住の地の氏神を眞實の氏神として之が祭祀を爲さざるべからず是れ本邦人は其神社と氏子との關係に於て相離る可からざる實有る所以とす

以上の理由に依りて凡本邦人の神社と氏子との關係に於ては一郷一村の氏神の氏子たると雖も猶其一國一地方の祖神即ち其國其地方の氏神の大社に對しては又第二の

氏子たるの理を具有し又其一國一地方の祖神氏神に對して第二の氏子たるの理を具有するのみならず我 皇室の御太祖所謂天下一般の御本祖たる 皇祖の神宮に對し奉りては又第三の氏子たるの理を具有せり故に本邦に於ては國初以來凡本邦人たる者の 皇祖の神宮を尊崇せざるもの無く又其一國一地方の祖神所謂其地方の一宮即ち名神大の神社を崇敬せざるもの無く又其郷村の氏神即ち産土神を崇拜せざる者なきこと恰も此現界に於て天下に 皇室を戴き諸國に國司を仰ぎ郷村に郷長里正に従ひしに異なることなきし是れ我建國以來の國家の組織にして宇内無比の國体の由て以て存する所實に愛にあり中古儒佛の二教渡來し天下殆ど此に化せざる者なきに至らむとせしがとも猶此の國家の組織に於ては依然として變ずる事なく全く古義を維持し來れるは是れ彼鎌倉幕府以來武門擅横 朝廷式微の世を経ること凡七百數十年の久きに及びしと雖も 皇威恢復して再び此明治維新の隆運に遭遇することを得る所以なり豈亦貴重なる國家の組織に非ずや

神社と寺院及び教會との區別

本邦にては固有の神社と後に出來たる寺院及び教會とは其成立上に於て實に判然たる區別有るものなり之を混せんと欲するも決して混すべざるものに非らざるなり然

れども其區別を辨ずるものなく人皆其殊なる所以を知ることもなきに至らば或は其決りて混すまじきものも亦混すまじきにも非らざるべし而して本邦に於て若し之を混滑して同一視し敢て其區別有るを顧みざるに至らば即ち我國家の由來する所を忘却し以て國體の基礎を失ふに至り遂に國家永世の大計を誤るの恐れなきを保す可からず此豈に小事ならんや是を以て余嘗て壬辰租界報告の中に於て聊か之を辨じ置きたり然れども猶盡さざりし所なきに非ざるを以て更に其區別を辨ずること左の如し

抑、本邦の神社は即ち我皇祖の御祖宗所謂皇祖皇宗を始め奉り吾人本邦人の祖宗即ち氏神を祭れる者にして吾人本邦人は其子孫たり苗裔たるに外ならずれば之を崇重し之を尊敬すべきは固より其實の免がるべからざる所也是を以て其本原を推究するに我人種ありて而して後我人神社に祭る所の祖宗氏神の出來たるに非ずして我人神社に祭る所の祖宗氏神有りて而して後我人種有りしは今更云ふを待ざるべし如何とあれば本邦の神社は今云へる如く其本原に遡れば皆吾人本邦人の祖宗及び其祖宗の祖宗を祭るに非ざるものなくして吾人本邦人は又其子孫の子孫に非ざるもの無れば也故に我人神社と氏子との關係に於ける専ら其土地の區畫に依りて之が境界を爲す是れ其神社は大概其土地の開祖が若くは其領主の祖神かを祭れるに外な

らざるを以て自然に斯の如し此即ち其氏神の神社は其土地の氏子に於て之を崇敬せざるを得ざる責任ありて其信仰自由に放任すべからざる理由の存する所以なり

彼寺院及び教會の如きは即ち然らず其故如何となれば此の皆其元信仰上より成立したるものにして我人種に先ちて之の有るべき理由無きは識者を以て知るべきに非ざるなり既に本邦に現存する寺院佛閣等の建立の始めに遡りて其事蹟に就て考ふべし如何ある寺如何なる堂と雖も皆此明治二十六年より凡一千三百四十二年前期ち欽明天皇の十三年に百濟國の聖明王より佛像經論等を我朝に献りし時蓋我人種目宿禰が之を小墾田の家に安置し又向原の家を以て寺となしたるを以て始めとして其以來上下の信仰を以て造立したるに外ならざるなり而して其寺院佛閣等に安置せらるる所の佛陀及び菩薩等は此其原と本邦の人種に少くも關係有るものに非ず全く印度人の信仰し始めたるを受て彼に化せられ以て之を信仰し其結局遂に本邦内に無數の寺院堂宇を建るに至りしは歴史の事實に昭々たり此を今日の實際に例するに彼教會堂に於て崇拜せらるる所の基督が本邦人種には毫も關係を有するものに非ざるも一種の信仰家が身を以て之に従事し爲に教會を設けて之に諮ふと何の分りこのこれ有らむ是を寺院たり教會たるもの本質とす果して然らば寺院教會

は本邦人の信仰に依りて之を造りたるものにて寺院教會有りて其寺院に安置せられ教會に崇拜せらるる所の佛菩薩あり基督あり有りて而して此より出たる本邦の人種に非ざることば明々白々なり故に其壇家と云ひ信徒と種するものは土地の區畫に依りて之が境界を定むるものは非ずして全く人心の向背信不信に依りて之を定む是れ即ち信仰自由の理の由て存する所以にして宗教に於ては必ず奉教自由に放任せざるを得ざるは即ち此が爲なり

以上申述べたる如くあれば凡そ本邦人は神社に祭る所の祖宗に因て存在するものにして吾人本邦人の祭るに依りて祖宗の出來たるものに非ず而して寺院教會は即ち然らず全く吾人本邦人の信仰に因て之を設けたるに過ぎざるものにして換言すれば吾人本邦人は我神社に祭る所の祖宗より生れて我國家と共に存在するものあり彼寺院教會は全く之に反して吾人本邦人の信仰に因て之を造り以て我今日に存在するものなり是を以て寺院教會は衆庶の信仰に放任して顧みざるも敢て不可なきのみならず放任せざれば却て不可なるものなり如何とあれば元來衆庶の信仰上より成立たるものあればなり我神社に即ち然らず其元我祖宗及び其祖宗の祖宗を祭るものあれば其子孫たり苗裔たる吾人本邦人に有りては決して之を衆庶の信不信に放任すべき理

なきのみならず此即我國家の組織の基礎たるものにして我君臣上下の秩序の整然たるも全く之に因て確定したる所なれば我神社は實に我國家の命脈に關係を有するものあり斯の如くにして我固有の神社と雖も出來たる寺院教會も實に判然たる區別の有るものなり之を混ぜんと欲するも決して混すまじき道理の存するものなり然るに近來動もすれば此我祖宗の神社をも彼の宗教の寺院教會と同一視し併せて之を信仰自由の中に投せんと欲するものなり固より我々國史を讀むる無識の徒の妄言に過ずと雖も其子孫にして祖宗を輕慢することの愛に及べるは奇も亦太甚きに非ずや本邦にして若し此字内無比の國體を有し來れる我國家の基礎たり根柢たる神社をして之を信仰自由の中に放棄し以て衰廢に陥らしめなば其と共に此字内無比の我國體を失ふに至るを如何とせむ思はずんば有る可からず

附 録

伯爵副嶋 種 臣 閱
伯爵東久世通禧著
高等小學修身書ヨリ轉載

敬 神

神を敬するは本に報い恩を謝する道にして我が國の貴き教なり遠きを追ひ始に反り祖先の恵を忘れざるは忠孝の始とす彼の空を説き虚を教へ吉凶禍福を祈り世を感はず不正の祀事などは大に異なるものなれば我が國の人民たる者は毎朝必神を拜すべきなり

國の典禮

國の典禮とは大祭祀日をはじめ總べて公に行はるる祭典儀式を云ふなり我が朝廷に於いて行はるる祭典儀式は古より深きいはれありて大に國體に關することなれば歴代の天皇は皆みづから率先して厚く行はせ給ふなり祭典を重むじて祖神に敬をいたし儀式をつとじみて禮を正しくするは皆其本に報い始に反る義なり
世には國の典禮を蔑視して無用のもの如く思へるものあり是大なる誤なり古歌に

も天つ神國つ社を祝ひてぞ我葦原の國は治まるとあるが如く一國の盛衰は實に典禮の備はると備はらざるとにあり故に臣民は常に此の典禮を重むじて苟且にもあろろかにおもふべからず

祝祭日の由来

列聖最神祇を崇敬し祭祀を慎重せさせ給ひ皇祚を踐ませ給ふやまづ第一に 天皇親大に天神地祇を享祀して踐祚の事を申告せさせ給ふ之を大嘗會と申し奉る大嘗會は 天皇御一世に一度の大祭事にして其の儀式の神聖嚴重なること吾人の言ひしらぬ程なりかくて大嘗會を行はせ給ひて後はじめて即位の大禮を行はせ給ふ毎年一月一日 天皇親天地四方を拜し偏く大神地祇を崇めて大孝を申へ皇位の萬歲國家の安寧を祈らせ給ふ之を四方拜とす同月三日を元始祭とす神祇を祭り 皇祖を齋きて國事を告げ治教の全からむことを祈らせ給ふ其の三十日は 孝明天皇崩御の日なるを以て之を祭りて先考を追慕し孝敬を致させ給ふ古の所謂國忌齋是なり二月十一日を紀元節とし 神武天皇を祭りて邦國の大本鴻基の元始を祝し皇運の隆昌を祈らせ給ふ四月三日は殊に 神武天皇を祭りて追遠反始の大義を明にせさせ給ふ十月十七日を神嘗祭とし新穀を 伊勢神宮に供し勅使をして幣帛及荷前の調輯を奉らしめ給ふ十一

月三日は 天皇陛下御降臨の日なるを以て皇祖皇宗及天神地祇を祭りて寶祚の高歳を祈らせ給ふ且祝宴を群臣に賜はせらる即天長節なり其の二十三日は新嘗祭にして新穀を薦め 皇祖を享し且天神地祇を祭らせ給ふ春分秋分の兩日を以て 皇祖歷代皇靈及天神地祇を祭らせ給ふ之を春秋皇靈祭といふ以上四方拜紀元節天長節を三大節と稱す所謂わが國の大祝日也元始祭 孝明天皇祭 神武天皇祭神嘗祭春秋皇靈祭を大祭日と稱す此の他二月四日は祈年祭班幣にして幣帛を宮國幣社に班ち以て五穀豊穰万民殷富を祈らせ給ひ六月十二月の晦日には大祓の古典を擧げさせ給ふ臣民たるものよく斯の國典を知悉し最慎重して祝祭し奉るべしまた一般の祝日とは定めさせ給はざれども五月二十八日は 皇后陛下の御誕辰に當り即地久節なれば宜く祝賀し奉りて國母陛下の壽考を祝さ奉るべきなり

明治廿七年八月七日印刷
 全年全月十三日發行

(非賣品)

編輯兼
 發行者

宮

保鷹

新潟縣北魚沼郡堀之内村
 大字堀之内第百四十九番戸

印刷者

五十嵐 政太郎

新潟縣古志郡長岡本町大
 字長岡千手町第六十六番戸

印刷所

長岡日進社

新潟縣古志郡長岡町
 大字長岡柳原五十三番戸

